

2-25 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

川島町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、川島町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長期間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定の締結から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までには、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第9条 甲乙間で締結した平成22年11月15日付け「災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定書」は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月10日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ッ林 870 番地 1
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県川越市三久保町 1 7 番地 4
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社
支社長 徳丸真吾

2-26 災害時における物資の輸送に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 川島町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（1）要請理由

（2）輸送する物資名、数量及び輸送先

（3）車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数

（4）輸送年月日（期間）

（5）その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活

動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年2月23日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地

甲 川島町
川島町長 高田康男

埼玉県嵐山町大字菅谷233番地3

乙 社団法人 埼玉県トラック協会小川・松山支部
支部長 瀧澤良一

埼玉県トラック協会

小川・松山支部

様

川島町長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

川島町長 様

埼玉県トラック協会
小川・松山支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他 _____

2-27 災害時における救援物資提供に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、災害対応型自動販売機【メッセージボード搭載型】（以下「自販機」という。）の機内の在庫の製品を甲に無償提供するものとする。尚、乙が設置している自販機は別紙リストにて管理するものとし、リストは甲、乙確認の上変更があった場合は更新するものとする。

3 乙は速やかに供給体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙相手方のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもってさらに5年間継続するものとする。

（協議及び確認事項）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成24年4月10日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川島町
町長 高田康男

埼玉県桶川市加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
営業本部 埼玉第二支社
支社長 井上豊

別紙)

【対象自動販売機リスト 全6台】

確認日 24年4月10日

設置場所名	機種	MCCBNo.
川島町役場	F1CRG3036NBSP3	
コミュニティセンター	F1CRG3036NBSP3	
町民体育館	F6CRG30G6NBSP3E	
町民会館	F1CRG3036NBSP3	
老人福祉センターやすらぎの郷	F6CRG30G6NBSP3E	
平成の森公園	F1CRG3036NBSP3	

平成24年4月10日

2-28 災害時等における物資の供給に関する協定書

川島町(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合川島サービスステーション(以下「乙」という。)とは、川島町内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料(以下「燃料」という。)の供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、川島町地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料の甲への供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から燃料の供給について要請(以下「協力要請」という。)があったときには協力するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する燃料の種類は次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の受渡しは、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬及び搬出入にかかる費用については、甲の負担とする。

(代金の請求)

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかから相手方に対して本協定の解除又は変更の申し出をしないときには、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。